



スリランカ

生物多様性条約

○

名古屋議定書

ITPGRFA

○

法制度の状況

- 2013年にITPGRへ加盟。ただし国内実施が未対応で国内的に施行していないとの情報あり（H28.8現在）。
- 関連当局のABSに関する考え方を調和するために「生物資源アクセス、持続可能な利用及び利益配分に関する国家政策」（National Policy on Access to Biological Resources, Sustainable Use and Benefit Sharing）（以下、国家政策）が策定されているが、遺伝資源アクセス法規制等は存在しない（H28.2現在）。国が求める要件を充足させる素材移転契約書（MTA: Material Transfer Agreement）（案）が検討されているとの情報もある（H25.2現在）。

入手方法

- 現状では遺伝資源アクセス法規制等は存在しないが、「国家政策」によりPIC（Prior Informed Consent）及びMAT（Mutually Agreed Term）によるアクセスなどABSの基本的な考え方が謳われており、入手する遺伝資源を所管する政府当局（例えば、農業分野の植物遺伝資源に関する育種研究の場合は農業省農業局）と協議することが望ましい。また、NGOによる監視も活発であり、利用国による遺伝資源の持ち出し等が国内世論として問題化したケースもある。
- この状況から、利用促進事業ではスリランカ側から政府間MOU（Memorandum of Understanding）の締結が要請された（直接的に政府間MOU締結を根拠づける法律はない）。農業省農業局の見解では農業分野の植物遺伝資源について政府間MOUが締結されれば、遺伝資源の移転は可能で、「国家政策」への直接対応等は不要とのこと。なお、当該MOUと同等の効果を有するとスリランカ側が確認した農業協力覚書はH26.9に署名済みであるが、スリランカ側の都合により未発行となっている（H29.3現在）。

対象とする遺伝資源

- 野菜、花きを対象とした。
- 野菜については、スリランカ国内でタマネギ増産計画が進められており、品種改良ニーズが高いものと思われる。また、スリランカ植物遺伝資源センター（PGRC: Plant Genetic Resource Center）で保存されている遺伝資源リストを見ると、オクラ等が比較的豊富に保存されている。

取組経緯 ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している

H24	<p><u>H25.2 スリランカ訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境省、工業商業省、農業省、国立植物園、植物遺伝資源センターを訪問してプロジェクトの趣旨を伝え賛同を得た。 ➤ スリランカにおける遺伝資源関連法規について調査。 <p><u>H25.3 日本でワークショップ開催【利用促進事業】</u></p>
H25	<p><u>H25.5 スリランカ側から日本側に対する要望の提示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 園芸作物研究所（HORDI : Horticulture Crop Research and Development Institute）を通して、スリランカ側から、日本に対するキャパシティ・ビルディングに関する要望が提示される。 ➤ ステークホルダーを集めて意見交換をしたうえで取りまとめたものであり、これが利用促進事業を

	<p>通じたスリランカ側の一貫した要望。</p> <p><u>H25.10 日本でワークショップ開催【キャパビル（他事業）¹】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺伝資源保存・評価手法等に関する研修。 ➤ ITPGR に関する研修。 <p><u>H26.1 スリランカ訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新しい農業局長に対して利用促進事業の趣旨を説明。Commercial Variety であれば交換可能との認識を確認。 <p><u>H26.3 日本でワークショップ開催【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業局長、HORDI 所長を招聘。 ➤ ワorkshopと併せて実施した二国間交渉において、政府間 MOU が必要との認識が示された。 <p>⇒スリランカでは遺伝資源がセンシティブな話題であり、NGO 等の監視もあることから、当初農業局長は前向きではなかった。</p> <p>⇒農業局長の権限では遺伝資源を出すことはできず、政府間 MOU が必要とのことであった。</p>
H26	<p><u>H26.8 スリランカ訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来的な遺伝資源の移動の可能性について率直な意見交換を実施。 ➤ キャパシティ・ビルディングの内容について検討。 <p><u>H26.11 日本に研修生を招聘【利用促進事業】【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 山口大学の専門家に依頼して、研修生 2 名を 1 ヶ月間受け入れ。 <p><u>H27.1 日本でワークショップ開催【利用促進事業】【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来的な遺伝資源の移動の可能性について率直な意見交換を実施。 ➤ H26.9 月安倍総理のコロンボ訪問時に作成された農業協力覚書の内容に沿って合意形成を進められる可能性が提示される。 <p><u>H27.3 スリランカでトレーニングを実施【利用促進事業】【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 山口大学の専門家が訪問し、フォーラム、トレーニングを実施。 <p>⇒農業協力覚書を提示したところ、新たな政府間 MOU がなくても共同研究を進められる可能性が示された。</p> <p>⇒農業局長も協力的になっており、訪問時には植物遺伝資源センターの保存リストを提供された。</p>
H27	<p><u>H28.2 日本で国際ワークショップ開催【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安倍総理訪問時に作成された農業協力覚書に、素材の移転を含む協力関係が明記されており、スリランカ側が内閣に報告した資料においても、その素材に遺伝資源が含まれることが明示されていることが明らかとなった。 <p><u>H28.3 スリランカ訪問・トレーニング実施【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 山口大学の専門家が訪問し、フォーラム、トレーニングを実施。 <p>⇒スリランカ側で、農業協力覚書が利用できることが確認できた。</p>
H28	<p><u>H28.8 日本へ招聘、合意文章署名【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業局次長及び HORDI 課長を招聘。 ➤ 今後の農業協力覚書発効に向けた協力関係の継続及び遺伝資源の保全と持続的利用に関する ROD (Record of Discussion) に署名。推奨品種について利用可能との回答を得た。

¹ 遺伝資源の機能分析等に係る途上国能力開発事業

	<p>H29.1 スリランカ訪問【利用促進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ スリランカ農業局を訪問し、推奨品種の確認と今後の協議の進め方について意見交換。 ▶ スリランカ農業省農業局との共催のワークショップ「Conservation and Utilization of Traditionally Used Agricultural Crops」に参加
H29	<p>H29.8 スリランカ訪問【本事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業局の局長（間もなく退官）及び窓口後任者（PGRC）と意見交換。 ▶ 推奨品種についてリスト入手（→農業局研究所等が育成し奨励している新品種） ▶ 遺伝資源アクセスに係る推奨品種の取扱いは農業局長と窓口後任者でずれがあったが、窓口後任者は遺伝資源センターに対してであれば提供可との見解。 ▶ スリランカ側と推奨品種の SMTA での日本への移転・配布が可能かどうか確認中。 <p>H30.2 スリランカ訪問・トレーニング実施【本事業（研修）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農研機構北海道農業研究センターの専門家が訪問し、スリランカにおいてビートの種子生産に関するキャパシティ・ビルディングを実施。HORDI、Seed Production Center、PGRC から 15 名程度が参加。 ▶ 2月上旬に退官した農業局局長と面談。今後も農業生産関係の技術顧問として農業省に残るとのこと。後任はまだ決まっておらず面談はできなかった。
<p>これまでの成果</p>	
<p>■遺伝資源利用の枠組み設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業協力覚書(未発効)に沿って ROD を作成し、署名した。 ▶ 当覚書については、それを発効させるために様々な手続きが必要であり、短期間でこれが立ち上がるのは難しい状況。そのため、利用促進事業では、今後の農業協力覚書発効に向けた協力関係の継続と、推奨品種について遺伝資源を日本に持ち出して利用できる旨の合意を取り付けた。 ▶ 推奨品種に関し、日本への移転のための手順を構築する予定。 <p>【合意の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合意相手先機関：スリランカ農業局（DOA） ② 合意年月日：2016年8月18日 ③ 目的： <ul style="list-style-type: none"> PGRの保全及び持続的利用に関する両国間の協力の強化及び促進。 ④ 合意内容のポイント： <ul style="list-style-type: none"> ● 研究、育種及び商業化の促進を通じて両国に利益がもたらされるよう、PGR の移転又は交換に関する相互に同意可能な条件の発展に協力。 ● 上記に先立ち、DOA の推奨品種について、日本への移転のための手順を構築することに合意。 ● 有効期間は、特に設定せず。 <p>■推奨品種の導入推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 推奨品種のリストを入手し、遺伝資源センター等と協議中。 	
<p>今後の課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業協力覚書の発効に向けて、良好な関係を継続させることが重要である。 ▶ 山口大学の協力により、キャパシティ・ビルディングを実施してきたが、より長期間にわたる共同研究を実施していく必要がある。 	

- また、スリランカ植物遺伝資源センター(PGRC)は、JICA の協力で設立されている。
- それらの協力関係を途絶えさせないようにする必要がある。また、今後 PGRC の活用促進等と連動させて植物遺伝資源利用に関する共同研究を実施していくことが重要であると考えられる。
- H30.2 に退任した農業省農業局長の後任との関係構築を図る必要がある。

カウンターパートに関する所見

農業省農業局 (DOA: Department of Agriculture, Ministry of Agriculture)

- スリランカにおいて、農業関係の研究や普及等を管轄している部門。スリランカにおいては明確な遺伝資源のルールはないものの、当部局が大きな権限を有していると考えられる。
- 当初は、世論等により後ろ向きであったが、利用促進事業を通して、遺伝資源の利用の必要性に関する認識を高めてきた。

園芸作物研究所 (HORDI : Horticulture Crop Research and Development Institute)

- 農業局傘下の園芸作物研究所、花きについても当研究所で研究されている。

留意点

- スリランカでは NGO が多く活動していて、政府の動きを監視している。
- 現地名 Kothala himbutu という抗糖尿病効果があると言われる伝統的知識に関する植物に関して、スリランカ国外の企業が特許を取得したことが NGO の指摘により問題化した。これに関してはスリランカ国内テレビでドキュメンタリーが放送されたこともあり、国内世論が遺伝資源に対して厳しいとのことであった。そのため、農業局長の判断で遺伝資源の持出に対して簡単に許可をすることが難しく、原則としては政府間 MOU が必要とのことであった。
- 他の国、研究機関等から様々な共同研究提案が持ち込まれており、それら共同研究で提示される予算は、当事業で実施するキャパシティビルディングの予算と比較して、規模が大きいとのこと。